

労使関係発展支援に関する法律

[施行 2016.1.27]

[法律第 13905 号、2016.1.27 一部改正]

雇用労働部（労使協力政策課）044-202-7588

HP－法令 112

（目的）

第 1 条 この法律は、協力と共生の労使関係発展を図ることにより、国民経済の健全な発展及び社会の安定に寄与することを目的とする。

（国家の責務）

第 2 条 国家は、労使の自治が強化され、労使の協力的関係が定着・発展できるように、次の各号の労使関係発展のための施策を樹立・施行しなければならない。

1. 労使関係発展総合対策樹立に関する事項
2. 労使政協力活性化支援に関する事項
3. 労使関係発展のための調査・研究及び教育・コンサルティングに関する事項
4. 事業場の雇用・賃金体系の改善等作業場革新支援に関する事項
5. 労働団体及び労使関係非営利法人支援に関する事項
6. 労使協力優秀機関・団体又は有功者褒賞等労使協力増進のためのプログラム支援に関する事項
7. 労使関係先進化のための広報・キャンペーンに関する事項
8. その他の労使関係発展支援に関する事項

（地方自治体の責務等）

第 3 条

- （1）地方自治体は、前条各号による国家の施策に積極的に協力し、当該地方自治体の管轄地域の勤労者、使用者及び住民並びに地方自治体（以下「地域労使民政」という。）間の協力活性化のために努力しなければならない。
- （2）国家は、地域労使民政間の協力増進のために必要な事項を支援することができる。
- （3）国家は、地方自治体別に地域労使民政間の協力の活性化及び共生の労使関係の構築等成果を評価し、優秀地方自治体に対して表彰の授与、報奨金の支給等の優待措置ができる。
- （4）地域労使民政間の協力増進のための国家及び地方自治体の支援等に必要な事項は、大統領令で定める。

(勤労者及び使用者の義務)

第4条 勤労者及び使用者は、参加と協力を通じて事業場における労使関係の発展及びパートナーシップ増進のために努力しなければならない。

(労使関係発展委員会)

第5条

(1) 第2条各号による労使関係発展のための施策を審議するために、労働部長官所属で労使関係発展委員会を置く。

(2) 労使関係発展委員会の組織・機能・運営、その他に必要な事項は、大統領令で定める。

(労使発展財団運営支援)

第6条

(1) 国家は、労働団体及び使用者団体が労働部長官の許可を受けて共同で設立した労使発展財団(以下「財団」という。)が労使主導の自律的共生の労使関係の発展を図れるように支援する。

(2) 財団が遂行できる事業は、次のとおりとする。 <改正 2016. 1. 27>

1. 労使協力増進のためのプログラムの開発・支援事業
2. 労働団体及び労使関係非営利法人の支援事業
3. 労使関係の診断・評価及び改善に関する事業
4. 労使協力に基づいた雇用・人的資源開発事業
5. 労使パートナーシップ増進のための教育及び広報関連事業
6. 労使協力的勤労福祉増進の支援に関する事業
7. 労使関係発展に関する国際協力事業
8. その他の労働部長官が必要であると認めて委託・補助する事業

(3) 国家は、予算の範囲内で前項各号の事業を財団に委託し、又は財団の事業運営に必要な費用の全部又は一部を補助することができる。

(4) 財団は、第2項各号の事業の実施に必要な経費を調達するために、労働部長官の承認を受けて、収益事業ができる。

(5) 労働部長官は、財団の事業運営に関して指導・監督を実施し、必要に応じて是正を命じることができ、財団は、会計及び財産に関して必要な事項を労働部長官に報告しなければならない。

(6) 前項による指導・監督、是正命令及び報告等に関する事項は、大統領令で定める。

(財団理事会等)

第7条

- (1) 財団の業務に関する重要事項を審議・議決するために、財団に理事会を置く。
- (2) 理事会は、理事長・事務総長を含めた理事で構成する。
- (3) 理事長は、定款で定めるところにより、4人以内で置くことができる理事会を招集し、その議長となる。
- (4) 事務総長は、財団を代表して、その業務を総括する。
- (5) 理事長は、事務総長を兼ねることはできない。

(財団名称の使用等)

第8条

- (1) この法律による財団ではない者は、労使発展財団又はこれと類似の名称を使用できない。
- (2) 財団に関してこの法律及び「公共機関の運営に関する法律」で定めるもののほかは、「民法」中財団法人に関する規定を準用する。

(労使関係発展事業の促進)

第9条

- (1) 国家は、予算の範囲内で第2条各号の事業を労働団体及び労使関係非営利法人に委託・補助することができる。この場合において、労働部長官は、委託・補助事業が目的に適合して効率的に運営されるように管理・監督をしなければならない。
- (2) 前項による委託・補助の対象・方法・手続き及び管理・監督に必要な事項は、労働部長官が定めて告示する。

(権限の委任・委託)

第10条 労働部長官は、この法律による権限の一部を、大統領令で定めるところにより、地方労働官署に委任し、又は地方自治体に委託することができる。

付則（法律第10318号、2010.5.25）

- (1) (施行日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第5条及び第10条は、公布後3カ月が経過した日から施行する。
- (2) (経過措置) 2006年11月30日労使政代表者が発表した「労使関係パラダイム転換のための労使主導の政策事業推進基本合意文」により2007年4月5日設立された財団法人労使発展財団は、この法律による労使発展財団とみなす。

付則 〈法律第 13905 号、2016. 1. 27.〉

この法律は、公布の日から施行する。